

## 千代田区と二松学舎大学との育児支援連携協力に関する協定書

千代田区(以下、「甲」という。)と二松学舎大学(以下、「乙」という。)は、地域の子育て支援に関する相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、また、乙に在籍する社会人学生の育児支援に関する環境整備を推進するために、次の協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域の子育て世代への支援や、子育てを中心としたまちづくり等の分野で相互に協力し、また、乙に在籍する社会人学生が育児をしながら安心して学修できるための支援体制を整えることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 乙は、在学生の一時預かり保育サービス(児童館等の一時預かり保育、拡大型一時預かり保育、子育てひろば「あい・ぽーと」麹町一時預かり保育「こみち」。以下、「一時預かり保育サービス」という。)の一般利用について支援する。
- (2) 乙は、甲が実施する子育て支援活動に関する学生ボランティア等の募集に協力する。
- (3) 甲及び乙は、子育て情報等を相互の広報のシステムやネットワーク等を活用し発信する。
- (4) 甲及び乙は、前条の目的の達成に努める。

2 前項各号の事項の実施にあたり甲と乙が共催で行う事業について、相互が管理する施設を利用する場合の使用料は無料とする(ただし、営利を目的とする活動は含まない)。

### (保育施設の利用料等補助)

第3条 乙は、乙に在籍する社会人学生が、一時預かり保育サービスを利用する場合は、各施設の利用料等の半額を補助する。

2 前項の利用料等補助の申請方法については、別途定める。

### (守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務がある事を確認する。

### (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも改廃の申し出のないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙両者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月3日

千代田区教育長 島崎 友四郎



東京都千代田区三番町6-1-6  
二松学舎大学  
学長 菅原 淳子

